

国東塩港品第 3 号

「東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所 オープンカウンター方式試行実施要領」を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

塩釜港湾・空港整備事務所長

東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所オープンカウンター方式試行実施要領

(定義)

第 1 条 オープンカウンター方式とは、東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所（以下、「当所」という。）が会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）第 29 条の 3 第 5 項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴取する相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第 2 条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第二号から第七号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象に試行する。

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）【抜粋】

（随意契約によることができる場合）

第 99 条

- 二 予定価格が 400 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が 300 万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が 150 万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 五 予定価格が 100 万円を超えない財産を売り払うとき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が 50 万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が 200 万円を超えないものをするとき。

(参加資格)

第3条 見積合わせに参加できる者は、他に定めるもののほか、次の各号に該当する者とする。

- 一 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 東北地方整備局局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 四 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

2 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない

(見積書の提出)

第4条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、当所において紙及びホームページ上で閲覧に供するほか、電子調達対象案件については、併せて電子調達システム上で公開する（別記様式1参照）。なお、当分の間は、希望があれば仕様書等を電子メールにて送付する。

2 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当所が提示する見積依頼書（別記様式2参照）、仕様書等を熟読のうえ見積りしなければならない。

3 紙による見積書の様式は任意（ただし、見積依頼書において様式及び記載方法等が示されている場合はそれによるものとする。）とするが、記載する金額は、調達物品等の価格のほか、納入場所への輸送費等の諸経費を加算した金額に、消費税及び地方消費税を含めた調達に要する一切の費用の合計金額を記載し、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した日時までに、当所品質管理課に提出しなければならない。

4 見積書の提出にあたっては、電子調達システムによる場合を除き、見積書を封筒に入れ、封印の上、必ず件名及び提出者名を明記し、持参、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9号に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出すること。

また、見積書の押印を省略する場合は、封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

5 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

6 見積りに際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とする。ただし、指定した規格等と異なる規格で見積りを行う場合には、見積書の提出

前に当所品質管理課まで申し出ること。申し出のない規格外の物品の納入は認めない。

(見積合わせ)

第5条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立ち会いは求めないものとする。ただし、立ち会いを希望する者は、見積書提出時にその旨申し出ること。

2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りが無いときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りが無いときは、オープンカウンター方式見積合わせは不成立とする。この場合においては、当所において別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

(見積りの無効)

第6条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 参加資格のない者が行った見積り
- 二 記名を欠く見積り（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積り）
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- 五 明らかに連合によると認められる見積り
- 六 同一人を見積りで金額の異なる二通以上の見積り
- 七 電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の見積り
- 八 前各号に掲げるほか、当所の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積り。

(契約の相手方の決定)

第7条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

- 一 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者のみの場合
電子による見積事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。
- 二 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者と紙による見積事業者とで混

在する場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

三 同価格の入札をした者が紙による見積事業者のみの場合

紙くじの実施又は、紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。紙くじを実施する場合には、くじ引きの日程を電話等にて速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

- 3 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知し、後日、当所ホームページ上で公開する。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積りはその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第9条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当所の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- 4 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対し参考見積書又は追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。

- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附 則)

1. 本要領は、令和7年4月1日から適用する。
2. 「東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所オープンカウンター方式試行実施要領」(令和3年7月30日付け国東整塩港品第18号)については、廃止する。

別記様式 1（公示記載例）

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

塩釜港湾・空港整備事務所長 〇〇 〇〇

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

（1）件 名 〇〇〇〇〇購入（電子調達対象案件）

（2）仕 様 等 仕様書のとおり

（3）納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（4）納入場所 宮城県多賀城市明月 1-4-6

国土交通省 東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所

（5）電子調達システムの利用

本件は電子調達システムで行う対象案件である。電子調達システムによりが
たい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

（1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に
該当しない者であること。

（2）東北地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（3）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものと
して、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続して
いる者でないこと。

（4）電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得しているこ
と。

3. 問合せ先

〒985-0843

宮城県多賀城市明月 1-4-6

東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所 品質管理課 〇〇

電話番号：022-362-6212

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

別表のとおり

(2) 配布場所

- ① 紙媒体による配付場所 上記3に同じ
- ② 電子調達システムのURL <https://www.p-portal.go.jp/>
- ③ 電子メールによる配付 上記3に問い合わせ願います

5. 見積書の提出方法、期限及び場所

(1) 提出方法

電子調達システム又は持参、郵送若しくは信書の送達により提出するものとする。

(3) 提出期限

別表のとおり

(4) 提出場所

上記3に同じ

6. 見積合わせの日時及び場所

(1) 日 時

別表のとおり

(2) 場 所

上記3に同じ

(3) 見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

7. 見積書の記載金額

見積書には、調達に要する一切の費用の合計金額を記載すること。なお、調達項目物品等の価格のほか、配送費等の諸経費、消費税及び地方消費税額の項目別の内訳を記載すること。ただし、電子調達システムによる場合は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載し、契約の相手方に決定した後、当所が求める場合は速やかに内訳書を提出すること。

8. 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

9. 契約保証金の納付

免 除

10. 契約書の作成又は請書の提出の要否

不 要

11. その他

- (1) 当所の都合により見積り合わせを取りやめることがある。
- (2) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (3) 詳細は、「東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所オープンカウンター方式試行実施要領」及び仕様書並びに見積り依頼書による。

以 上

別 表

見積合わせ手続きに係る期限等

仕様書等の配布期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）までの土曜、日曜及び祝日を除く 8 時 30 分から午後 17 時 15 分まで（公示日から平日 11 日間）
使用に関する質問の提出期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）から令和〇〇年〇〇月〇〇日（○）までの土曜、日曜及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
見積書の提出期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日（○） 17 時 15 分（必着） （仕様書等の配布期間の末日）
見積合わせの日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日（○） 〇〇時〇〇分

別記様式2（見積依頼書記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

オープンカウンター方式見積合わせ参加業者 様

分任支出負担行為担当官

（又は分任契約担当官）

塩釜港湾・空港整備事務所長 〇〇 〇〇

見 積 依 頼 書

下記の事項について、オープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。（なお、本件は電子調達システムで行う対象案件です。電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出して下さい。）

記

1. 件 名 〇〇〇〇〇〇（電子調達対象案件）
 2. 履行又は納入期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
 3. 履行又は納入場所 宮城県多賀城市明月 1-4-6
東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所
 4. 仕 様 書 等 別添のとおり
 5. 見積書提出場所 東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所 品質管理課
 6. 見積書提出期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
 7. 見積合わせ日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
 8. 契約書等の要否 不 要
 9. そ の 他
- (1)紙により見積書を提出する場合は、持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積りを認めます。
- (2)見積りに当たっては、調達項目物品等毎に単価及び金額並びに経費毎の金額の内訳を記載して下さい。ただし、電子調達システムによる場合は、契約の相手方に決定した後、当所が求める場合は速やかに内訳書を提出して下さい。
- (3)見積書に記載する金額は、紙により見積書を提出する課税事業者にあつては、消費

税及び地方消費税を含めた金額を記載して下さい。電子調達システムにより見積書を提出する場合は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めない金額を記載して下さい。

- (4)電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装しています。電子くじを行うには、見積参加者が任意で設定した 000～999 の数字が必要になりますので、電子による見積事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積事業者は、見積書の余白に「電子くじ番号〇〇〇」と記載してください。
- (5)本件参加にあたっては、「東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所オープンカウンター方式試行実施要領」を熟読願います。
- (6)仕様書を受理した者のうち、上記 6. に示す提出期限までに見積書の提出がないときは、本件への見積合わせを辞退したものと見なします。
- (7)本件の仕様についての質問は、東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所 品質管理課にお問い合わせ下さい。
- (8)本件は、発注者の都合により、予告なく中止にすることがあります。

※ 見積参加者に対し特定の許可等を有している者であることを求める場合には、以下を参考に記載すること。

- (○)本件の参加資格については、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づき、宮城県道府県公安委員会から「古物商」の許可を受けた者であること。
- (○)本件に参加を希望する者は、見積書の提出時に古物営業許可証の写しを提出して下さい。

(本件に関するお問い合わせ先)

〒985-0843

宮城県多賀城市明月 1-4-6

東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所 品質管理課

担当者：品質管理係 〇〇

電話番号：022-362-6212

仕様書等受領書

件 名

【受領記録欄】

受 領 者 の 住 所	
氏名(法人等名称)	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
電 子 メールアドレス	

- (注) 1. 仕様書等の受領を希望する方は、この用紙に必要事項を記入のうえ、東北
地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所 品質管理課 窓口に提出してください。
2. 電話番号は、確実に連絡の取れる番号を記入してください。
3. 名刺で内容が確認できる場合は、記入に代えて名刺をお渡しください。